

2025年5月30日

株主の皆様へ

東京都港区虎ノ門四丁目1番28号  
日本通信株式会社  
代表取締役会長 三田 聖二

## 第29回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

当社第29回定時株主総会（以下、「本総会」といいます）を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

当日ご出席いただけない場合は、書面（当社指定の議決権行使書を指します）またはインターネットにより、**行使期限（2025年6月24日（火曜日）午後6時）までに**議決権を行使していただきますよう、お願い申し上げます。

当日ご出席をいただく際のご注意、及び、書面またはインターネットによる議決権行使の方法については、本書3～4頁をご参照ください。

敬具

### 記

1. 日 時 2025年6月25日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 東京都港区麻布台二丁目1番2号  
東京アメリカンクラブ 地下2階  
ルーム名：Manhattan（マンハッタン）  
※会場までのご案内図は本書裏表紙に掲載しています。
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第29期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第29期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 取締役6名選任の件  
第3号議案 監査役1名選任の件

以上

## ＜電子提供措置についてのご案内＞

本総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（以下、「電子提供措置事項」といいます）について電子提供措置をとっており、当社ウェブサイトのほか、以下の各ウェブサイトに掲載しております。

### 【当社ウェブサイト】

<https://www.j-com.co.jp> (TOPページ)

(「株主・投資家情報」から「株主総会」を選択してください。)



### 【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/9424/teiiji/>



### 【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(「銘柄名(会社名)」に「日本通信」、または「コード」に「9424」を入力して検索し、「基本情報」から「縦覧書類/PR情報」を選択して「縦覧書類」の「株主総会招集通知/株主総会資料」を閲覧してください。)



- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の各ウェブサイトにおいて、その旨並びに修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎会社法の改正により、2023年3月以降に開催される株主総会から、上記の各ウェブサイトにて電子提供措置事項をご確認いただくことが原則となり、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面をお送りすることとなりましたが、本総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
- ◎ただし、電子提供措置事項のうち以下の事項は、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様を含め、株主様にお送りする書面に記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は、以下の事項を含む監査対象書類を監査しております。

#### ① 事業報告

「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

#### ② 連結計算書類

「連結株主資本等変動計算書」

「連結注記表」

#### ③ 計算書類

「株主資本等変動計算書」

「個別注記表」

## <当日ご出席をいただく際のご注意>

本総会では、出席される方の事前登録または人数制限は行いません。また、会場内でのマスク着用は、株主様の任意とします。株主の皆様には、ご自身のご判断で、ご出席をお願いいたします。

- ◎当日ご出席の際は、議決権行使書を会場受付にご提出ください（この場合、議決権行使書に議案に対する賛否をご表示いただく必要はございません）。
- ◎議決権行使書をご返送済みの場合は、会場受付で住所及び氏名をお申出ください（ご本人確認のためのお時間を要しますので、ご了承ください）。
- ◎代理人の方が出席して議決権を行使される場合、当社定款の定めにより、代理人の方は1名とし、当社の議決権を有する株主である必要があります。当日、代理権を証明する書面を会場受付にご提出いただきますので、ご了承ください。
- ◎ご同伴の方は、当社の議決権を有する株主である場合を除き、ご入場いただくことができません。なお、株主様の介助等のためにご同伴者等が必要な場合は、会場受付でお申出ください。

## <議決権行使についてのご案内>

書面とインターネットの両方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取扱います。

### 1. 書面による議決権行使

- ・議決権行使書に議案に対する賛否をご表示のうえ、**行使期限（2025年6月24日（火曜日）午後6時）までに到着**するようご返送ください。
- ・議決権行使書に議案に対する賛否の意思表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取扱います。

### 2. インターネットによる議決権行使

- ・パソコンまたはスマートフォンから、当社指定の議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>)（以下、「議決権行使サイト」といいます）にアクセスしていただき、**行使期限（2025年6月24日（火曜日）午後6時）までに議案に対する賛否をご入力**ください。
- ・議決権行使サイトで議案に対する賛否の入力が複数回行われた場合は、最後に入力された内容を有効なものとして取扱います。

(1) 議決権行使サイトについて

- ① 毎日午前 2 時 30 分から午前 4 時 30 分までは議決権の行使ができません。
- ② 株主様のインターネット利用環境（以下に例示します）によっては、ご利用いただけない場合があります。
  - ・ファイアーウォール等を使用している場合
  - ・アンチウイルスソフトを設定している場合
  - ・proxyサーバーを利用している場合
  - ・TLS暗号化通信を指定していない場合
- ③ インターネット接続料、通信料等の費用は、株主様のご負担となります。

(2) 議決権行使の方法について

- ① 議決権行使サイトにアクセスしていただき、議決権行使書に記載の「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力ください（「ログインID」及び「仮パスワード」は、株主総会ごとに異なります）。
- ② 株主様以外の第三者による不正アクセス（なりすまし）や議決権行使内容の改ざん防止のため、「仮パスワード」の変更（任意）をお願いいたします。
- ③ 画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

<QRコード（注）によるログイン>

- ・スマートフォンでは、QRコード（注）によるログインもできます。
- ・議決権行使書に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンで読み取っていただくと、議決権行使サイトに接続します（「ログインID」及び「仮パスワード」のご入力は不要です）。
- ・スマートフォンの機種によっては、QRコードによるログインができない場合があります。この場合は、上記①の方法で議決権行使サイトにログインしてください。

（注）「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

(3) システム等に関するお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）  
電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00 通話料無料）

◎機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

## <株主総会に関するお問合せ先>

日本通信株式会社 株主総会お問合せ窓口  
メールアドレス：gsm@j-com.co.jp

- \*お問合せはメールでお願いしております。
- \*通信料は株主様のご負担となります。

### <決議通知について>

本総会の決議通知は、当社ウェブサイト (<https://www.j-com.co.jp>) に掲載する方法によりお知らせいたしますので、あらかじめご了承くださいませよう、お願い申し上げます。

# 事業報告

(2024年4月1日から)  
(2025年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当社は、「安全・安心にビットを運ぶ」という使命（ミッション）を実現するため、モバイル通信サービス及びモバイルソリューションサービスを提供し、当社の特許技術であるデジタルID（FPoS）により本人性及び真正性を担保した通信基盤及び認証基盤を提供する事業（以下、「FPoS事業」という）を展開しています。FPoSは、金融庁から金融取引の安全性の確保や利便性の向上に資することが認められた技術です。当社は、モバイル通信サービスにおいて、2024年2月に株式会社NTTドコモ（以下、「ドコモ」という）とドコモの音声・SMS網との相互接続に合意し、当該接続による新サービスを2026年5月に開始する予定です。これにより、当社はネオキャリアとしての新たな事業展開が可能となり、2034年には1,000万回線の提供を想定しています。また、FPoS事業においては、技術的な安全性に加えて、電子署名法の認定による制度的な信頼性についての評価が浸透してきたことから、等比級数的な成長が見込まれており、2034年には1億件の電子証明書を提供を想定しています。当社は、これらのサービス及び事業により、2034年において、国内売上2,400億円、税引き後当期純利益360億円のレベルを想定しています。まずは、2026年5月に向けてドコモの音声・SMS網との相互接続の準備を進め、同時に認知度を向上させるための施策を通して顧客基盤の拡大に努めるとともに、FPoSの評価定着及び事例拡大に努めてまいります。

#### イ. モバイル通信サービス（MVNO/MVNE事業）について

当社は、2020年6月の総務大臣裁定を受け、2020年7月に大手携帯電話事業者と同等の音声定額プランを提供する「日本通信SIM」を発売して以来、契約回線数及び四半期売上ともに成長を続けています。

当社は、「日本通信SIM」の成長を加速させるための認知度向上策として、当連結会計年度に当社として初めてのテレビコマーシャル（「これ以上、引けない。290円」編）を実施し、インターネットでも同様の広告を展開しました。

また、当社は、「日本通信SIM」の競争力を強化するため、2024年9月30日から「合理的みんなのプラン」と「合理的30GBのプラン」の料金を据え置いたままでデータ容量を増量しました。

これらの施策により、「日本通信SIM」は比較サイト及びSNS等で取り上げられ、商品性及び価格競争力が高く評価されています。

なお、「日本通信SIM」の音声通話サービスは、業界最安値でありながら、MVNOの多くが採用しているプレフィックス方式ではなく、大手携帯電話事業者と同等の通話品質のサービスを提供しています。

当社は、「通信品質」「料金プラン」「手続き・サポート対応」を重視し、お客様の満足度を上げることに注力しており、株式会社J.D. パワー ジャパンが実施した2024年携帯電話サービス顧客満足度調査MVNO部門において、総合満足度第1位を受賞しました。

「日本通信SIM」の売上は、認知度の向上及び商品性の評価により、個人・法人ともに契約回線数が順調に伸長しており、当社の成長を牽引しています。

また、当社は、2022年6月にドコモに音声・SMS網との相互接続を申し入れ、2024年2月にドコモと相互接続について合意しましたので、ドコモの音声・SMS網との相互接続に基づく新サービスを2026年5月（予定）に開始することを目指しています。当社は、当社の音声通信サービスのコアシステムをプライベートクラウド上で仮想化することで、サービスの柔軟性を高めるとともに構築コストを抑えることを計画しています。当社は現在、システムを構成するソリューションの選定を進めており、ng-voice GmbH（ドイツ、ハンブルクに本社を置く通信ソフトウェアプロバイダー）のほか、いくつかの海外ベンダーと契約を締結いたしました。

#### ロ. モバイルソリューション（MSP事業）について

モバイルソリューション（MSP事業）のうちローカル携帯網による通信（ローカル4G/5G）事業は、先進的な事例の多い米国で実績を作り、その経験を生かして日本で展開することを目指しており、当社米国子会社は、米国市場で、ローカル携帯網との接続に使用するSIMを提供する事業を進めています。

2023年12月に公表したとおり、当社の米国子会社のJCI US Inc.（以下、「JCIUS」という）は、米国ユタ州とCBRS（ローカル4G/5G）の教育及び遠隔医療ネットワークへの導入をユタ州全体で実現するための契約

を締結しました。これは、JCIUSが、当社のセキュアLTEネットワークゲートウェイプラットフォーム（NGP）サービスを主要なサービスとして商業提供する契約を、米国ユタ大学、及び、ユタ教育及び遠隔医療ネットワーク（Utah Education and Telehealth Network、以下「UETN」という）を通じて米国ユタ州と締結したものです。この契約で構想されているローカル4G/5Gネットワークは、Wi-Fiのサービス要件を置き換えて拡張し、ユタ大学とUETNが実装する高速ブロードバンドサービスの現在及び将来のユーザーに安全な（プライベート/クローズド）ネットワークを提供するものです。JCIUSは、ユタ州の人々のネットワークへの接続性を高めるために必要なすべてのSIM及び/または他のハードウェア・セキュリティ・モジュール（HSM）を提供します。

当社は、米国子会社を通じてローカル携帯網による通信（ローカル4G/5G）事業に関する技術及びノウハウを蓄積し、これらを活用することで、日本のパートナー企業や顧客企業が設置するローカル携帯網に接続することのできるSIMを提供しています。当社は、引き続き、日本及び米国で知見を蓄積し、これらを活用して、ローカル4G/5G事業の導入事例を積み上げてまいります。

なお、ドコモの音声・SMS網との相互接続による新サービスの提供には、これまで培ってきた米国でのSIM認証技術及び認証基盤を活用していきます。

#### ハ．FPoS事業について

社会・経済の多くの分野でデジタル・トランスフォーメーション（DX）が進められる中、デジタルIDの重要性があらためて認識されていますが、当社は、当社が特許を取得しており、金融庁から金融取引の安全性の確保や利便性の向上に資することが認められた技術であるFPoSを利用してスマートフォンで利用できるデジタルIDを構築し提供する事業を推進しています。

FPoSによる認証は、i) お客様のマイナンバーカードのICチップに搭載されている秘密鍵と電子証明書によって確実な身元確認を行ったうえで、ii) 電子署名法による認定を受けた電子認証局がお客様のスマートフォン（iPhone及びAndroid）に内蔵されているハードウェア・セキュリティ・モジュール（HSM）内で秘密鍵を生成するとともに電子証明書を発行し、iii) 電子証明書に記録されている公開鍵と秘密鍵との組み合わせで、お客様の本人性（本人に間違いのないこと）と真正性（本人の意

思が改ざんされていないこと)を担保するものです。

すなわち、FPoSによる認証はマイナンバーカードをトラストアンカーとしており、マイナンバーカードと同等の高度なセキュリティを備えています。マイナンバーカードは、行政手続きにおけるデジタルIDとして利用することができますが、FPoSは、行政手続きを含む幅広い分野で、自治体や事業者がデジタルID・認証基盤として利用していただくことができます。

なお、スマートフォンのアプリでサービスを利用する場合、お客様のデータ(個人情報を含む)がなりすまし、または改ざんされるおそれがあるという問題がありますが、FPoSには、なりすまし、または改ざんされるおそれはありません。また、お客様のデータ(個人情報を含む)が連携される事業者をお客様自身で管理することが難しいという問題もありますが、FPoSは、お客様の個人情報の提供先を一覧で表示し、お客様自身で個人情報の提供を許諾または許諾を取り消すことができる機能(「ダイナミック・オプトイン」)を搭載しており、お客様のデータ(個人情報を含む)が連携されている事業者をお客様が確認し管理することが容易です。

当社は、このようなFPoSの可能性を実証するため、前橋市並びに民間企業及び大学による官民連携会社であるめぶくグラウンド株式会社に協力しており、めぶくグラウンド株式会社は、2022年10月から、FPoSの技術を利用したデジタルIDである「めぶくID」を発行する「めぶくアプリ」を運営しています。

「めぶくID」は、他のID等に比べて圧倒的に高度なセキュリティを備えているだけでなく、事業者をまたいでデータ連携ができ、かつどの事業者にもどのようなサービスにおいてデータ連携できるかを「ダイナミック・オプトイン」機能で提供していることが、多くの自治体、企業、組織等に高く評価いただいています。

さらに、2023年12月には、「めぶくID」及び「めぶくアプリ」により、前橋市の電子地域通貨である「めぶくPay」のサービスが開始しました(前橋市及びめぶくグラウンド株式会社により2023年9月発表)。

「めぶくPay」は、決済データが地域に残り、地域で活用されることで地域社会に還元されることを最優先して設計開発されています。「めぶくID」及び「めぶくPay」は、社会及び経済のデジタル化による恩恵を地域が享受することのできる取組みであり、社会課題を解決することのできる有効な手段になりうると考えています。

なお、前橋市の出産・子育て応援給付金は、「めぶくPay」で給付することができます。これは、「めぶくID」による高度なセキュリティ、及び、「ダイナミック・オプトイン」機能による本人同意の取得により、個人情報を実確にデータ連携できることから実現したものです。

当社は、2024年5月に、FPoSの中核機能である、身元確認、本人認証、データ連携の機能を部品化した「FPoSライブラリ」をリリースしました（2024年5月24日付当社公表資料をご参照ください）。また、2024年10月には、FPoSによる「my電子証明書」において、マイナンバーカードに記載された基本4情報（氏名、住所、生年月日及び性別）に変更があった場合に本人の同意を得て変更後の情報を取得する業務実施方法について、電子署名法に基づく認定を受けました（2024年10月7日及び8日付当社公表資料をご参照ください）。

当社は、これらを受け、2025年2月、当社子会社であるmy FinTech株式会社、及びめぶくグラウンド株式会社等との提携により、スマートフォンアプリの開発用ソフトウェアモジュールとして「デジタル認証モジュール」の提供を開始いたしました（2025年2月14日付当社公表資料をご参照ください）。

スマートフォン用アプリを使ってサービスを提供する事業者の方は、「デジタル認証モジュール」を自社のアプリに組み込むことで、当該アプリに、めぶくIDと同じレベルの身元確認、本人認証、データ連携の機能を搭載することができ、併せて、マイナンバーカードに記載された基本4情報に基づくデジタルIDを利用することができるようになります。これにより、スマートフォンでインターネットを利用する場合の「安全性」及び「データ連携の困難さ」という2つの課題を解決することができます。

以上のことから、当社グループ（当社並びに連結子会社6社及び持分法適用関連会社1社を指し、以下同様とする）の当連結会計年度の売上高は9,238百万円となり、前連結会計年度と比較して1,838百万円（24.8%増）の増収となりました。これは、「日本通信SIM」を主とした音声定額・準定額サービスの成長によるものです。

売上原価は5,396百万円となり、前連結会計年度と比較して1,257百万円の増加（30.4%増）となりました。これは、主に「日本通信SIM」の成長に伴う携帯網の調達コストの増加によるものです。なお、当社がドコモか

ら調達する携帯網は、データ通信及び音声通話のいずれも、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた額を超えない額で設定するものとされているため、加入者が増加しても一定の粗利率をあげることができるようになっていきます。売上総利益は3,842百万円となり、前連結会計年度と比較して580百万円の増加（17.8%増）となりました。

販売費及び一般管理費は2,880百万円となり、前連結会計年度と比較して756百万円の増加となりましたが、これは日本通信SIMの認知度向上策として249百万円を当連結会計年度に支出したこと、及びドコモの音声・SMS網との相互接続のための先行調査費用等33百万円を計上したことによります。営業利益は962百万円（前連結会計年度は1,139百万円）、経常利益は1,000百万円（前連結会計年度は1,183百万円）となりました。

また、モバイル通信サービスの成長により、当社がドコモから調達するデータ通信網等を増強することに伴い、ドコモにおいて当社とのデータ通信の接続装置を交換する必要が生じたため、当社は、当連結会計年度において、ドコモの接続約款にもとづき、ドコモの既存の接続装置の減価償却未償却残高相当額である35百万円を特別損失（通信設備除却費用負担金）として計上しました。これにより、親会社株主に帰属する当期純利益は849百万円（前連結会計年度は1,365百万円、特別利益363百万円を含む）となりました。

## ② 設備投資の状況

ネットワーク機器の増強、データ通信及びスマートフォンで利用するデジタルID（FPoS）事業のためのソフトウェアの開発、並びにネオキャリアとしてのサービス提供開始に向けた音声・SMS網の構築などに817百万円の設備投資を行いました。

## ③ 資金調達の状況

当社は、ドコモの音声網及びSMS網との相互接続を実現するためのネットワークシステム等の設備投資資金の調達を目的として、2025年3月13日開催の取締役会決議に基づき、2025年3月26日に第1回無担保社債（適格機関投資家限定）を発行し、2,000百万円の資金を調達しました。なお、当該社債の償還の期限は2032年3月26日です。

## ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得もしくは処分の状況  
該当事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況

区 分	第26期 自 2021年 4月 至 2022年 3月	第27期 自 2022年 4月 至 2023年 3月	第28期 自 2023年 4月 至 2024年 3月	第29期 自 2024年 4月 至 2025年 3月
売 上 高(百万円)	4,634	6,074	7,400	9,238
経 常 利 益(百万円)	298	780	1,183	1,000
親会社株主に帰 属する当期純利(百万円) 益	294	690	1,365	849
1株当たり当期純利益 (円)	1.79	4.19	8.27	5.12
総 資 産(百万円)	1,944	3,040	4,409	7,340
純 資 産(百万円)	785	1,534	2,979	3,870

### (3) 子会社及び関連会社の状況

#### ① 子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主な事業内容
JCI US Inc.	424.34 (US\$)	100.0%	米国の携帯網を使用するMVNO事業
コントゥアー・ネットワークス・ジャパン株式会社	50 (百万円)	100.0% (100.0%)	ネットワーク・セキュリティに関するソリューションの開発及び販売
クルーシステム株式会社	150 (百万円)	100.0%	電気通信事業にかかるオペレーション業務の受託
JCI Europe Communications Limited	500,000 (ユーロ)	100.0%	欧州の携帯網を使用するMVNO事業
my FinTech株式会社	280 (百万円)	71.1%	インターネット取引のための認証プラットフォームの構築及び運営
セキュアID株式会社	25 (百万円)	51.0%	日本及び海外向けサブSIM及び関連ソリューションの開発及び販売

(注) 議決権比率の( )内は、間接所有比率で内数です。

#### ② 関連会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主な事業内容
H. I. S. Mobile株式会社	50 (百万円)	40.0%	日本国内の携帯網を使用するMVNO事業

(注) H. I. S. Mobile株式会社は当社の関連会社として、持分法の適用対象となっています。

#### (4) 対処すべき課題

##### ① 公正な競争環境の確保のための取り組み

当社は、創業以来、お客様のニーズに合った多様なサービスの提供を可能とし電気通信事業を成長・発展させることのできる事業モデルとしてMVNO事業を提唱しており、MVNO事業の成立後は、MNOとMVNOとの間で公正な競争環境を確保するための取り組みを進めています。

当社は、2007年の総務大臣裁定により、ドコモのデータ通信網との相互接続を実現しました。一方、音声網との接続は、携帯電話番号（090番号等）の付与対象をMNOのみとする規制等により、実現できず、ドコモから卸提供を受けてお客様に提供しているところ、MNOがMVNOに提供する音声通話サービスに係る卸電気通信役務の料金は10年以上据え置かれていたため、MVNOがMNOと競争することのできる事業環境ではありませんでした。

そのため、当社は、2019年に2度目の総務大臣裁定を申し立て、2020年6月の裁定により、ドコモが当社に提供する音声通話サービスに係る卸電気通信役務の料金について、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を超えない額で設定するものとされました。

これにより、ようやくMNOと競争することのできる環境が整い、当社は、2022年3月期から4期連続で黒字を継続しております。

なお、2021年12月に、総務省の情報通信審議会において、携帯電話番号（090番号等）をMVNOにも付与する方針が示されたことを受け、当社は2022年6月にドコモに音声・SMS網の相互接続を申し入れ、2024年2月にドコモと相互接続について合意しました。当社は、データ通信網と音声・SMS網の両方を相互接続で調達することで安定した事業基盤を確保し、携帯基地局は保有しないものの、MNOと同等のサービスを提供することのできる「ネオキャリア」を目指します。まずは、ドコモの音声・SMS網との相互接続に基づく新サービスを2026年5月（予定）に開始するため、総務省からの携帯電話番号の取得、当社における音声・SMS網の構築、さらに当社独自SIM等の開発等を可能な限り迅速に進めてまいります。

公正な競争環境の確保は、MVNOが本来の目的を果たして成長するための最大の課題であり、当社は、引き続き、MNOとMVNOとの間の公正な競争環境の確保に取り組んでまいります。

##### ② MVNO事業モデルの進化による安定的な収益の確保

当社が今後も安定的に収益を確保するためには、公正な競争環境の確保のための取り組みを進めつつ、MVNO事業モデルを進化させることが必要です。

まず、モバイル通信サービス（MVNO事業）の月額課金商品については、2020年7月に「日本通信SIM」のブランドで発売した音声定額プランが多くのお客様の支持を獲得し、2021年3月期下半期以降の収益に大きく貢献しています。MVNO事業は、MNO4社及び多数のMVNOにより今後も激しい価格競争が想定されますが、当社は2020年6月の総務大臣裁定により、ドコモが当社に提供する音声通話サービスに係る卸電気通信役務の料金について、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額を超えない額で設定するものとされているため、当面の間、MNO及び他のMVNOに対抗することのできる競争力を確保しています。

当社は、「日本通信SIM」ブランドの競争力を維持するため、利便性の向上による他のMVNOとの差別化を図っています。2022年4月には、スマートフォン等に内蔵されているeSIMへの対応を開始し、2023年1月からは、携帯電話不正利用防止法に基づく本人確認においてマイナンバーカードに格納された電子証明書による方法を導入したほか、2023年5月には、MNPワンストップ方式にも対応しました。さらに、「日本通信SIM」の各プランは、月額基本料金を据え置いたままデータ容量を増量するなど、商品力も強化しています。当連結会計年度においては、2024年6月から同年8月に当社として初めてのテレビコマーシャルを実施し、インターネットでも同様の広告を展開するなど、「日本通信SIM」ブランドの認知度向上にも努めました。

また、モバイル通信サービス（MVNO事業）のプリペイド商品については、新型コロナウイルスの影響下で訪日旅行者向け商品の売上が減少していましたが、前連結会計年度以降においては、コロナ後の本格的な回復が認められるため、eSIMへの対応を開始し、売上の回復を目指します。

以上の取組みにより、当社は、引き続き、MVNO事業モデルを進化させ、安定的な収益を継続して確保することを目指します。

### ③ 中長期的な成長のための取組み

当社は、安定的な収益を継続して確保する一方で、中長期的に成長するための取組みとして、FPoS事業及びモバイル・ソリューション（MSP事業）のうちローカル携帯網による通信（ローカル4G/5G）事業に注力しています。

まず、FPoS事業については、2018年11月に設立したmy FinTech株式会社において、スマートフォンに秘密鍵及び電子証明書を搭載する「my電子証明書」サービスについて、2021年11月10日に、電子署名法に基づく特定認証業務の認定を受けました。現在は、FPoS事業を実際のビジネスに落とし込んでいく段階となっていますが、前連結会計年度においては、前橋市に

において、めぶくグラウンド株式会社に協力して、2023年12月に、同市の電子地域通貨である「めぶくPay」のサービス提供を開始しました。さらに、当社は、2024年5月にFPoSの中核機能である身元確認、当人認証、データ連携の機能を部品化した「FPoSライブラリ」をリリースし、2024年10月にはFPoSによる「my電子証明書」において、マイナンバーカードに記載された基本4情報（氏名、住所、生年月日及び性別）に変更があった場合に本人の同意を得て変更後の情報を取得する業務実施方法について、電子署名法に基づく認定を受けました。なお、FPoSが備えている高度な安全性は、当初想定していた金融取引に限らず、社会全体で利用されるデジタルIDとしての役割を期待されるようになっていきます。今後は、FPoSの利用地域及び利用分野の拡大に向けて取り組んでまいります。

また、ローカル4G/5G事業は、当社米国子会社であるJCI US Inc. が、ローカル携帯網との接続に使用するSIMを米国市場で提供しており、2023年12月には、米国ユタ州とCBRS（ローカル4G/5G）の教育及び遠隔医療ネットワークへの導入をユタ州全体で実現するための契約を締結しました。当社は、これらの知見を活用して、ローカル4G/5G事業の導入事例を積み上げてまいります。

#### ④ 優秀な人材の確保及び育成

上記①から③のいずれの取組みにおいても、多種多様な調査や企画、さらに技術開発や事業開発が必要であり、これを担うことができる人材の確保及び育成が極めて重要となります。例えば、FPoS事業においては、金融業界に関する法律、制度、経営課題、技術課題等、顧客の事業領域に対する一定の知見が必要です。そのため、当社グループは、優秀な人材の採用を進めるとともに、採用した人材に会社の優先順位に応じた多様な業務を担当させることによって、様々なノウハウや技術を身に付けさせるとともに、必要な資格を取得させるなど、人材への投資を推進しています。当社が取り組んでいる課題はいずれも前例のないもので、手本となる企業が存在するものではありませんが、当社は、創業時からMVNO事業モデルを定着させる今日までの道のりにおいて、前例のない環境で培った経験及びノウハウがあるため、これらを活用して人材の育成を進めます。

当社は、「安全・安心にビットを運ぶ」という使命（ミッション）を実現するために、上記の課題に取り組みながら、モバイル通信サービス、モバイル・ソリューション及びFPoS事業を成長させる計画です。

(5) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

当社グループは、「安全・安心にビットを運ぶ」という使命（ミッション）を実現するため、携帯電話事業者のモバイル通信ネットワーク（注1）等を活用したモバイル通信サービス及びモバイル・ソリューション（モバイル通信サービスを含むものとし、以下同様とする）、並びに、当社の特許技術であるFPoSを活用して本人性及び真正性を担保した通信基盤及び認証基盤を提供するFPoS事業を展開しています。

FPoS事業の規模はまだ小さいため、当連結会計年度において当社グループが営む事業は、モバイル通信サービス及びモバイル・ソリューションとなります。

当社グループが営む事業の種類及び概要は、以下のとおりです。

① モバイル通信サービス（MVNO/MVNE事業）

携帯電話事業者のモバイル通信ネットワークを活用し、当社グループがMVNO（注2）またはMVNE（注3）としてモバイル通信サービスを提供する事業で、日本国内で展開しています。

事業の種類	事業の概要
(i) MVNO事業 (販売ブランド：日本通信SIM、bモバイル等)	日本国内において、主に個人（訪日旅行者や中小法人を含むものとし、以下同様とします）向けに、SIMを提供してモバイル通信サービスを提供する事業 (2001年12月個人向けサービスとして提供開始)
(ii) MVNE事業	日本国内において、主に個人向けにMVNO事業を展開するパートナーに対して、各パートナーの要望に応じたモバイル通信サービスを提供する事業（2014年11月サービス開始）

② モバイル・ソリューション（MSP事業）

携帯電話事業者のモバイル通信ネットワーク等を活用し、当社グループがモバイル・ソリューションを提供する事業で、日本国内及び米国で展開しています。

事業の種類	事業の概要
(i) MSP事業（日本）	日本国内において、法人顧客またはMVNO、金融機関、決済代行業者、システムインテグレーター、メーカー等のパートナーに対して、各顧客またはパートナーの要望に応じたモバイル・ソリューションを提供する事業 (2016年1月サービス開始)
(ii) MSP事業（海外）	米国において、金融機関等の法人顧客またはシステムインテグレーター等のパートナーに対して、各顧客またはパートナーの要望に応じたモバイル・ソリューションを提供する事業 (2007年11月サービス開始)

- (注) 1. モバイル通信ネットワークとは、携帯電話等の移動体通信で使用される無線ネットワーク網をいいます。
2. MVNO (Mobile Virtual Network Operator : 仮想移動体通信事業者) とは、MNO (Mobile Network Operator : 移動体通信事業者) が保有する無線ネットワークを利用し、独自のサービスを企画・構築し、独自の販売ルートでサービスを提供する事業者をいいます。
3. MVNE (Mobile Virtual Network Enabler) とは、MVNOとの契約に基づき、当該MVNOの事業の構築を支援する事業を営む企業をいいます。

## (6) 主要な事業所 (2025年3月31日現在)

### ① 当社及び子会社

会社名	名称及び所在地
日本通信株式会社	本社 (東京都港区)
日本通信株式会社	吉岡オペレーションセンター (群馬県北群馬郡吉岡町)
JCI US Inc.	本社 (米国コロラド州イングルウッド)
コントゥアー・ネットワークス・ジャパン株式会社	本社 (東京都港区)
クルーシステム株式会社	本社 (東京都港区)
JCI Europe Communications Limited	本社 (アイルランド・ダブリン)
my FinTech株式会社	本社 (東京都港区)
セキュアID株式会社	本社 (東京都港区)

### ② 関連会社

会社名	名称及び所在地
H. I. S. Mobile株式会社	本社 (東京都港区)

(7) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

① 当社及び連結子会社の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
143 (27) 名	12名増 (13名増)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員は年間の平均人員を ( ) 内に外数で記載しています。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
125 (27) 名	13名増 (13名増)	40.5歳	9.3年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員は年間の平均人員を ( ) 内に外数で記載しています。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2025年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 435,000,000株
- ② 発行済株式の総数 165,923,739株
- ③ 株主数 32,017名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持株比率 (注1)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	20,468,000株	12.33%
NATIONAL FINANCIAL SERVICES LLC	12,928,239株	7.79%
MLPFS CUSTODY ACCOUNT (注2)	12,622,800株	7.60%
株 式 会 社 S B I 証 券	3,796,372株	2.28%
JP JPMSE LUX RE SOCIETE GENERALE EQ CO	2,973,800株	1.79%
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	2,588,832株	1.56%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 ( 信 託 口 )	2,537,100株	1.52%
松 井 証 券 株 式 会 社	1,533,900株	0.92%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	1,447,059株	0.87%
和 田 佳 一 郎	1,133,100株	0.68%

- (注) 1. 持株比率は自己株式 (15,004株) を控除して計算し、小数点以下第3位を切り捨てています。
2. 当社代表取締役会長三田聖二が実質的に保有しています。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式 (注) の状況

役員の区分	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	493,500株	2名
社外取締役	30,000株	5名
監査役	—	—

- (注) 当該株式の内容は、「2. (3) ⑤ 取締役及び監査役の報酬等の総額」に記載しています。

⑥ その他株式に関する重要な事項

当社は、2024年6月26日開催の取締役会決議に基づき、同年7月17日に当社の取締役、執行役員及び従業員に対し、譲渡制限付株式としての新株を発行しました。これにより、発行済株式の総数は914,500株増加しました。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2025年3月31日現在）

新株予約権の名称		第20回新株予約権
発行決議の日		2020年3月19日
新株予約権の数		12,950個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 1,295,000株 (新株予約権1個当たり100株)
新株予約権の払込金額/個		無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額/株		296円
新株予約権の行使期間		2020年4月10日から 2027年4月10日まで
新株予約権の行使の条件		(注)
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数 12,900個 目的となる株式数 1,290,000株 保有者数 2名
	社外取締役	新株予約権の数 30個 目的となる株式数 3,000株 保有者数 3名
	監査役	新株予約権の数 20個 目的となる株式数 2,000株 保有者数 2名

(注) 相続、退職後の権利行使の可否、権利喪失事由、その他の権利行使の条件は、2020年3月19日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権対象者との間で締結した当社ストックオプション契約に定めるところによります。

- ② 当事業年度中に従業員等に対し職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
  
- ③ その他新株予約権等の状況（2025年3月31日現在）
  - イ．当社役員、従業員等に交付された新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
  
  - ロ．第三者に交付された新株予約権等の状況  
該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況 (2025年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 状 況
取 締 役 会 長 (代表取締役)	三 田 聖 二	
取 締 役 社 長 (代表取締役)	福 田 尚 久	公立大学法人前橋工科大学 理事長 (非常勤) めぶくグラウンド株式会社 社外取締役 my FinTech株式会社 代表取締役会長
取 締 役 (社外取締役)	師 田 卓	
取 締 役 (社外取締役)	寺 本 振 透	九州大学大学院法学研究院 教授 株式会社ウェブアイ 社外取締役
取 締 役 (社外取締役)	山 田 喜 彦	Gogoro Inc. (台湾) 社外取締役 WOTA株式会社 社外取締役
取 締 役 (社外取締役)	森 葉 子	四谷あけぼの法律事務所 弁護士
取 締 役 (社外取締役)	田 中 仁	株式会社ジンスホールディングス 代表取締役CEO JINS US Holdings, Inc. CEO 株式会社ジンスノーマ 代表取締役 株式会社ジンス 取締役 オイシックス・ラ・大地株式会社 社外取締役 めぶくグラウンド株式会社 社外取締役
常 勤 監 査 役 (社外監査役)	勝 野 成 治	一般財団法人ゆうちょ財団 理事 (非常勤) 株式会社ピー・パートナーズ 社外監査役
監 査 役 (社外監査役)	松 尾 清	松尾清公認会計士事務所 代表 S B I インシュアランスグループ株式会社 社外監査役 H. I. S. Mobile株式会社 社外監査役
監 査 役 (社外監査役)	井 上 伸 一	
監 査 役 (社外監査役)	大 岸 聡	JLX Partners法律事務所・外国法共同事業 パートナー弁護士 合同会社LIZARD 代表社員 一般社団法人LIZARD 代表理事 センチエント株式会社 社外監査役

(注) 1. my FinTech株式会社は、当社の子会社です。

2. 代表取締役社長福田尚久氏は、2024年4月30日付でmy FinTech株式会社代表取締役社長を退任し、同社の代表取締役会長に就任しました。また、同氏は、2025年3月31日付で公立大学法人前橋工科大学の理事長 (非常勤) を任期満了により退任しました。

3. めぶくグラウンド株式会社は、当社の出資先です。当社は同社にFPoSを活用した通信基盤及び認証基盤を提供しており、同社は2022年10月から、FPoSを利用したデジタルIDである「めぶくID」を発行する「めぶくアプリ」を運営しています。当社は同社から、同社の管理業務の支援、同社の事業に関する助言、同社のプロジェクトの管理及び推進の支援、同社のオペレーション業務の支援並びに同社が運用するシステムの保守にかかる業務を受託しています。
4. 社外取締役田中仁氏は、2024年9月にJINS CAYMAN Limited及びJINS ASIA HOLDINGS LimitedのDirectorを退任し、2025年1月に晴姿（上海）企業管理有限公司及び台湾晴姿股份有限公司の董事長を退任しました。
5. H. I. S. Mobile株式会社は、当社の関連会社です。当社は同社からMVNE業務を受託しています。
6. 社外監査役松尾清氏は、公認会計士の資格を有し、日本及び米国で、長期にわたり、会計監査に携わっており、財務及び会計に関する豊富な知見を有しています。
7. 社外監査役井上伸一氏は、2024年5月31日付で学校法人東京理科大学の監事を任期満了により退任しました。
8. 社外監査役大岸聡氏は、2024年6月11日付でセンチエント株式会社の社外監査役に就任しました。
9. 当社は、社外取締役及び社外監査役全員を東京証券取引所が定める規則に基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出しています。

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役  
該当事項はありません。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各監査役との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び監査役のいずれも会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としています。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しています。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員であり、すべての被保険者について、その保険料の全額を当社が負担しています。当該保険契約では、被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含みます）に起因して損害賠償を請求された場合（株主代表訴訟によるものを含みます）の法律上の損害賠償金及び争訟費用が補償されます。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者が違法に利益または便宜を得た場合、及び、犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規則もしくは取締役法規に違反することを認識しながら行った行為に起因する場合は、免責事由に該当し、補償の対象外としています。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等の総額  
イ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)					対象となる 役員の数 (名)
		金銭報酬		非金銭報酬等			
		給与	業績連動型報酬	社宅	ストックオプション	譲渡制限付株式	
取締役 (うち社外取締役)	608,653 (52,564)	547,626 (49,614)	— (—)	26,340 (—)	— (—)	34,686 (2,949)	7 (5)
監査役 (うち社外監査役)	48,834 (48,834)	48,834 (48,834)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	4 (4)
合計 (うち社外役員)	657,487 (101,398)	596,460 (98,448)	— (—)	26,340 (—)	— (—)	34,686 (2,949)	11 (9)

- (注) 1. 取締役の金銭報酬(給与)の総額には、取締役に米ドルで支払われた金銭報酬(給与)の金額を当該支払時点の為替レートを用いて日本円に換算した額が含まれていません。
2. 取締役(社外取締役を除くものとし、以下、「業務執行取締役」という)の金銭報酬(業績連動型報酬)にかかる業績指標は連結売上高の成長率及び連結営業利益の成長率であり、その実績はそれぞれ21.8%(係数1.0)及び53.7%(係数1.5)となります。当事業年度の金銭報酬(業績連動型報酬)は、各業務執行取締役の金銭報酬(給与)の年額に両係数の平均値である1.25を乗じた額の4分の3以内となりますが、当事業年度においては、連結営業利益が減益となったこと、ドコモの音声・SMS網との相互接続を実現するためのネットワークシステム等の設備投資のために多額の資金を要すること等を踏まえ、金銭報酬(業績連動型報酬)は0円と決定しました。
3. 非金銭報酬等の内容
- (1) 非金銭報酬等(社宅)は社宅賃料のうち当社負担分にあたり、その決定方針は「ホ. 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりです。
  - (2) 非金銭報酬等(ストックオプション)は当社の新株予約権であり、当事業年度末時点の保有状況は「2. (2) ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況(2025年3月31日現在)」に記載しています。なお、当事業年度において、非金銭報酬等(ストックオプション)として費用計上した金額はありません。
  - (3) 非金銭報酬等(譲渡制限付株式)は職務執行の対価として当社役員に対し交付する当社の普通株式であり、その決定方針は「ホ. 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりです。その条件等は「二. 非金銭報酬等(譲渡制限付株式)の内容」に記載しており、当事業年度における交付状況は、「2. (1) ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しています。なお、上表の非金銭報酬等(譲渡制限付株式)の額は、当事業年度における費用計上額を記載しています。

#### 4. 取締役報酬等についての株主総会の決議に関する事項

(1) 取締役の金銭報酬（給与）は、2024年6月26日開催の第28回定時株主総会において年額9億6,000万円以内（うち社外取締役分：年額1億円以内）（ただし、使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まない）と承認されています。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち5名は社外取締役）です。

(2) 業務執行取締役の金銭報酬（業績連動型報酬）は、2024年6月26日開催の第28回定時株主総会において、各業務執行取締役の金銭報酬（給与）の年額に連結売上高の成長率に応じて設定した係数（注）と連結営業利益の成長率に応じて設定した係数（注）の平均値（0～1.5）を乗じた額の範囲内（なお、2025年3月期の業務執行取締役の金銭報酬（業績連動型報酬）については、当該算定方法で算出された金額の4分の3以内）と承認されています。当該株主総会終結時点の業務執行取締役の員数は2名です。

（注）各係数は、「ホ. 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等」の「d. 金銭報酬（業績連動型報酬）の決定方針」に記載のとおりです。

(3) 取締役の非金銭報酬等（社宅）は、2005年6月29日開催の第9回定時株主総会において月額500万円以内と承認されています。当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち5名は社外取締役）です。

(4) 取締役の非金銭報酬等（譲渡制限付株式）は、2022年6月28日開催の第26回定時株主総会において年間56万株以内、年額1億円以内と承認されています。当該株主総会で承認された、取締役に非金銭報酬等（譲渡制限付株式）を付与する制度の概要は、「ニ. 非金銭報酬等（譲渡制限付株式）の内容」に記載しています。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち5名は社外取締役）です。

#### 5. 監査役報酬等についての株主総会の決議に関する事項

(1) 監査役（監査役）の金銭報酬（給与）は、2024年6月26日開催の第28回定時株主総会において年額1億円以内と承認されています。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名（全員が社外監査役）です。

(2) 監査役（監査役）の非金銭報酬等（ストックオプション）は、2011年6月21日開催の第15回定時株主総会において年額100万円以内と承認されています。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名（全員が社外監査役）です。

#### 6. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役の金銭報酬（給与）及び業務執行取締役の金銭報酬（業績連動型報酬）については、取締役会が代表取締役会長三田聖二に各取締役の金銭報酬（給与）の額及び金銭報酬（業績連動型報酬）の額の決定を委任し、代表取締役会長三田聖二が各取締役の金銭報酬（給与）の額及び金銭報酬（業績連動型報酬）の額を決定しています。取締役会が同氏に委任した理由は、取締役が担う役割及び責務を踏まえ、インセンティブとして適切な金銭報酬の額を決定することは重要な業務執行であり、代表権を有する業務執行取締役として当社の業績に対する責任を負っている代表取締役会長が決定すべき事項であると判断したためです。なお、当社の取締役会は社外取締役が過半数を占めており、社外取締役は、一般株主の代表として企業価値の向上を追求し、全体的かつ客観的に経営判断の妥当性を監督する立場から、取締役の業務執行を監督しています。

- ロ. 当事業年度において支払った役員退職慰労金  
該当事項はありません。

ハ. 業績連動報酬に関する事項

a. 業績連動報酬の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容

当社は、連結売上高の成長率及び連結営業利益の成長率に応じて設定した係数の平均値を業務執行取締役の金銭報酬（業績連動型報酬）に係る業績指標としています。当該業績指標の詳細は、「ホ. 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等」の「d. 金銭報酬（業績連動型報酬）の決定方針」に記載のとおりです。

b. 当該業績指標を選定した理由

当社は、2026年5月にドコモの音声・SMS網との相互接続に基づく新サービスの提供を予定するなど、事業環境が次の段階に移行したことを受け、経営体制を強化するとともに、業務執行取締役の報酬と当社グループの業績との連動性をより一層強めることにより、業務執行取締役に当社グループの業績を持続的に向上させるインセンティブを与えることを目的として、業務執行取締役の金銭報酬（業績連動型報酬）を導入しました。この目的に鑑み、当社グループの業績の持続的な向上を示す業績指標として、連結売上高の成長率及び連結営業利益の成長率に応じて設定した係数の平均値を選定しました。

c. 業績連動報酬の額の算定方法

業務執行取締役の金銭報酬（業績連動型報酬）の額の決定については、「ホ. 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等」の「d. 金銭報酬（業績連動型報酬）の決定方針」に記載のとおり、各業務執行取締役の金銭報酬（給与）の年額に連結売上高の成長率に応じて設定した係数と連結営業利益の成長率に応じて設定した係数の平均値（0～1.5）を乗じた額の範囲内で、取締役会決議により代表取締役会長三田聖二に一任しています。

d. 業績連動報酬の額の算定に用いた業績指標に関する実績

前々連結会計年度の連結売上高に対する前連結会計年度の連結売上高の成長率は21.8%（係数1.0）、前々連結会計年度の連結営業利益に対する前連結会計年度の連結営業利益の成長率は53.7%（係数1.5）となり、両係数の平均値は1.25となります。そのため、当事業年度の金銭報酬（業績連動型報酬）は、各業務執行取締役の金銭報酬（給与）の年額に1.25を乗じた額の4分の3以内となりますが、当事業年度においては、当連結会計年度の連結営業利益が減益となったこ

と、ドコモの音声・SMS網との相互接続を実現するためのネットワークシステム等の設備投資のために多額の資金を要すること等を踏まえ、金銭報酬（業績連動型報酬）は0円と決定しました。

## 二. 非金銭報酬等（譲渡制限付株式）の内容

2022年6月28日開催の第26回定時株主総会において承認された、取締役役に非金銭報酬等（譲渡制限付株式）を付与する制度（以下、「本制度」といいます）の概要は、以下のとおりです。

- ・本制度において、取締役役は、当社の取締役会決議に基づき、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、各取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するものとする。
- ・本制度において取締役役に対して発行または処分される当社の普通株式の総数は、年間56万株以内、年額1億円以内とする。ただし、2022年6月28日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む）または株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、必要に応じて合理的な範囲で調整することができる。
- ・本制度に基づく取締役役に対する当社の普通株式の発行または処分にあたり、取締役役は金銭の払込み等を要しないものとする。
- ・本制度に基づく取締役役に対する当社の普通株式の発行または処分にあたり、当社と取締役役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」という）を締結するものとする。

### a. 譲渡制限期間

取締役役は、本割当契約により割当てを受けた日（以下、「本割当日」という）から5年間（以下、「本譲渡制限期間」という）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式」という）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下、「本譲渡制限」という）。

### b. 無償取得事由

取締役役が、本譲渡制限期間中に、当社の取締役の地位から退任した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、当該取締役役が退任した時点において本譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得する。なお、その他の無償取得事由は、当社の取締役会決議に基づき、本割当契約に定めるところによる。

c. 譲渡制限の解除

上記 a. の定めにかかわらず、当社は、取締役が、次の各号に掲げる各期間の末日までの期間中、継続して当社の取締役の地位にあることを条件として、当該各期間が満了した時点において、当該各号に定める割合で、本割当株式につき、本譲渡制限を解除する（以下、当該各期間毎の解除をそれぞれ「各本譲渡制限解除」という）。

ア. 割当てを受けた日から2年間：本割当株式の数の4分の1

イ. 割当てを受けた日から3年間：本割当株式の数の4分の1

ウ. 割当てを受けた日から4年間：本割当株式の数の4分の1

エ. 割当てを受けた日から5年間：左記期間が満了した時点において本譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部

ただし、取締役が当該各号に掲げる各期間の末日までに、各本譲渡制限解除を希望しない旨の申出（以下、「本申出」という）を行った場合、本申出を行った当該各期間が満了した時点における各本譲渡制限解除を行わないものとする。その場合、本申出を行った当該各期間の次の期間（ただし、次の期間の末日までに再度本申出を行った場合には、さらにその次の期間とし、それ以降も同様とする）が満了した時点をもって、本申出により各本譲渡制限解除が行われなかった各期間における当該各号に掲げる各割合を合算した割合（上記エ. に掲げる期間が満了した時点まで一度も各本譲渡制限解除が行われなかった場合は本割当株式の全部）で、本割当株式につき、本譲渡制限を解除する。

また、本譲渡制限期間中に、取締役が死亡または当社の取締役としての役務提供を継続することが困難な重大な傷病により当社の取締役の地位から退任した場合、本割当日から当該退任までの期間中、継続して当社の取締役の地位にあることを条件として、当該退任の直後の時点をもって、当該時点において本譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部につき、本譲渡制限を解除する。

また、当社は、本譲渡制限期間が満了した時点において上記の定めに基づき本譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得する。

d. 組織再編等における取扱い

上記 a. の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本割当日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式に

ついて、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、本譲渡制限を解除する。

また、上記に規定する場合においては、当社は、上記の定めに基づき本譲渡制限が解除された直後の時点において、なお本譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得する。

e. その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

なお、本制度により取締役に割り当てられた株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に取締役が開設する専用口座で管理される。

ホ. 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月4日開催の取締役会決議により取締役の報酬等の内容の決定に関する方針を策定し、2022年6月28日開催の取締役会決議による改定を経て、2024年6月26日開催の取締役会決議により金銭報酬（業績連動型報酬）を追加した以下の内容に改定しました。

なお、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等が2024年6月26日開催の取締役会決議による改定前及び改定後の決定方針と整合し、当該決定方針に沿って決定されたことを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しています。

a. 取締役の報酬等についての考え方

当社は1996年の創業時にMVNOという新たな事業モデルを生み出した後、一貫して同事業モデルを実践し、2007年の大手携帯事業者との相互接続や2016年のMVNO規制緩和など、新たなルールを作りながら事業を進めている。このように新たな領域で事業を推進していくには、グローバルな市場で競争することのできる人材が必要である。そのため、当社の取締役会は、取締役の報酬等について、従来の日本企業の枠によるのではなく、グローバルな人材市場における水準とすべきであると考えている。具体的には、取締役の報酬等の水準は、グローバルな市場で競争することのできる人材が、自身および家族に過度の犠牲または負担を強いることなく、当社の業務に専念することのできる金額とすべきである。そのうえで、当社の取締役会は、取締役の報酬等が果たす役割について、短期的な利益の追求に向かうインセンティブではなく、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能することを目指している。また、当社は2024年2月13日に株式会社NTTドコモと音声相互接続について合意し、これにより、本

来のMVNO事業モデルを実現できる目処が立ったことから、売上および収益の成長を継続することを課題として認識し、当社の業務執行取締役の報酬として、これらに基づく業績連動型報酬を採用している。

b. 取締役の報酬等の構成等

当社の業務執行取締役の報酬等は、金銭報酬（給与）、金銭報酬（業績連動型報酬）、非金銭報酬（社宅）および非金銭報酬（譲渡制限付株式）によって構成し、各報酬の割合は特段定めない。

当社の社外取締役の報酬等は、金銭報酬（給与）、非金銭報酬（社宅）および非金銭報酬（譲渡制限付株式）によって構成し、各報酬の割合は特段定めない。

金銭報酬（給与）は、基本報酬として毎月固定額を現金で支払う。

金銭報酬（業績連動型報酬）は、前連結会計年度の連結売上高および連結営業利益の成長率に連動した一定額を支払う。

非金銭報酬（社宅）は、取締役の社宅賃料のうち当社負担分にあたり、毎月固定額で発生するが、取締役に対して直接支払うものではない。

非金銭報酬（譲渡制限付株式）は、当社株式が上場する市場環境および会計制度等の影響を受けるため、毎年確定的に発行するものではなく、発行するか否かは、その時点において取締役会が判断する。

c. 金銭報酬（給与）の決定方針

取締役の報酬のうち、金銭報酬（給与）の決定については、株主総会で承認された報酬総額の上限（年額9億6,000万円（うち社外取締役分：年額1億円以内）（使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まない））の範囲内で、取締役会決議により代表取締役会長三田聖二に一任する。なお、当該報酬総額の上限は、2024年6月26日開催の第28回定時株主総会で決議されたものであり、当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち5名は社外取締役）である。

代表取締役会長三田聖二は、代表権を有する業務執行取締役として当社の業績に対する責任を負っており、重要な業務執行として、取締役が担う役割および責務を踏まえ、インセンティブとして適切な金銭報酬の額を決定する方針である。

d. 金銭報酬（業績連動型報酬）の決定方針

業務執行取締役の報酬のうち、金銭報酬（業績連動型報酬）の決定については、株主総会で承認された算定方法（各業務執行取締役の金銭報酬（給与）の年額に連結売上高の成長率に応じて設定した係数

(下記①)と連結営業利益の成長率に応じて設定した係数(下記②)の平均値(0~1.5)を乗じる)に基づいて算出された金額の範囲内で、取締役会決議により代表取締役会長三田聖二に一任する。なお、当該報酬額の算定方法は、2024年6月26日開催の第28回定時株主総会で決議されたものであり、当該株主総会終結時点の業務執行取締役の員数は2名である。

代表取締役会長三田聖二は、代表権を有する業務執行取締役として当社の業績に対する責任を負っており、重要な業務執行として、取締役が担う役割および責務を踏まえ、インセンティブとして適切な金銭報酬の額を決定する方針である。

①連結売上高の成長率に応じて設定した係数

前々連結会計年度の連結売上高に対する 前連結会計年度の連結売上高の成長率	係数
10%未満	0
10%以上20%未満	0.5
20%以上30%未満	1.0
30%以上	1.5

②連結営業利益の成長率に応じて設定した係数

前々連結会計年度の連結営業利益に対する 前連結会計年度の連結営業利益の成長率	係数
20%未満	0
20%以上30%未満	0.5
30%以上40%未満	1.0
40%以上	1.5

e. 非金銭報酬(社宅)の決定方針

取締役の報酬のうち、非金銭報酬(社宅)の決定については、株主総会で承認された報酬総額の上限(月額500万円)の範囲内で、取締役会で策定した社内規程に基づいている。なお、当該報酬総額の上限は、2005年6月29日開催の第9回定時株主総会で決議されたものであり、当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名(うち5名は社外取締役)である。

取締役会は、会社の成長に必要な人材を確保し当該人材の能力を十分に発揮するための住環境を付与することを目的として、原則として通勤の便宜および生活環境を考慮して非金銭報酬(社宅)を決定する方針である。

f. 非金銭報酬（譲渡制限付株式）の決定方針

取締役の報酬のうち、非金銭報酬（譲渡制限付株式）の決定については、取締役会において、当社株式の希釈化率を考慮して譲渡制限付株式の発行総数を決定したうえで、取締役が担う役割および責務を踏まえ、インセンティブとして適切な数を付与することを決定する方針である。

へ. 社外役員が子会社から受けた役員報酬等の総額  
該当事項はありません。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役寺本振透氏は、九州大学大学院法学研究院の教授を兼務しています。なお、当社と同大学との間に特別の関係はありません。
- ・社外取締役森葉子氏は、四谷あけぼの法律事務所の弁護士を兼務しています。なお、当社と同事務所との間に特別の関係はありません。
- ・社外取締役田中仁氏は、株式会社ジズホールディングスの代表取締役CEO、JINS US Holdings, Inc.のCEO、株式会社ジズノーマの代表取締役及び株式会社ジズズの取締役を兼務しています。なお、当社と各社との間に特別の関係はありません。
- ・社外取締役田中仁氏は、JINS CAYMAN Limited及びJINS ASIA HOLDINGS LimitedのDirectorを兼務していましたが、2024年9月に各職を退任しました。なお、当社と各社との間に特別の関係はありません。
- ・社外取締役田中仁氏は、晴姿（上海）企業管理有限公司及び台湾晴姿股份有限公司の董事長を兼務していましたが、2025年1月に各職を退任しました。なお、当社と各社との間に特別の関係はありません。
- ・社外監査役松尾清氏は、松尾清公認会計士事務所の代表を兼務しています。なお、当社と同事務所との間に特別の関係はありません。
- ・社外監査役大岸聡氏は、JLX Partners法律事務所・外国法共同事業のパートナー弁護士を兼務しています。なお、当社と同事務所との間に特別の関係はありません。
- ・社外監査役大岸聡氏は、合同会社LIZARDの代表社員を兼務しています。なお、当社と同社との間に特別の関係はありません。
- ・社外監査役大岸聡氏は、一般社団法人LIZARDの代表理事を兼務しています。なお、当社と同法人との間に特別の関係はありません。

- ロ. 他の法人等の社外役員としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・社外取締役寺本振透氏は、株式会社ウェブアイの社外取締役を兼務しています。なお、当社と当社との間に特別の関係はありません。
  - ・社外取締役山田喜彦氏は、Gogoro Inc.（台湾）の社外取締役を兼務しています。なお、当社と当社との間に特別の関係はありません。
  - ・社外取締役山田喜彦氏は、WOTA株式会社の社外取締役を兼務していません。なお、当社と当社との間に特別の関係はありません。
  - ・社外取締役田中仁氏は、オイシックス・ラ・大地株式会社の社外取締役を兼務しています。なお、当社と当社との間に特別の関係はありません。
  - ・社外取締役田中仁氏は、めぶくグラウンド株式会社の社外取締役を兼務しています。当社は同社に出資しています。当社は同社にFPoSを活用した通信基盤及び認証基盤を提供し、同社は2022年10月から、FPoSを利用したデジタルIDである「めぶくID」を発行する「めぶくアプリ」を運営しています。また、当社は同社から、同社の管理業務の支援、同社の事業に関する助言、同社のプロジェクトの管理及び推進の支援、同社のオペレーション業務の支援並びに同社が運用するシステムの保守にかかる業務を受託しています。
  - ・社外監査役勝野成治氏は、一般財団法人ゆうちょ財団の理事（非常勤）を兼務しています。なお、当社と同法人との間に特別の関係はありません。
  - ・社外監査役勝野成治氏は、株式会社ビー・パートナーズの社外監査役を兼務しています。なお、当社と当社との間に特別の関係はありません。
  - ・社外監査役松尾清氏は、SBIインシュアランスグループ株式会社の社外監査役を兼務しています。なお、当社と当社との間に特別の関係はありません。
  - ・社外監査役松尾清氏は、H. I. S. Mobile株式会社の社外監査役を兼務しています。同社は当社の関連会社であり、当社は同社からMVNE業務を受託しています。
  - ・社外監査役井上伸一氏は、学校法人東京理科大学の監事を兼務していましたが、2024年5月31日付で任期満了により同職を退任しました。なお、当社と同大学との間に特別の関係はありません。
  - ・社外監査役大岸聡氏は、センチエント株式会社の社外監査役を兼務しています。なお、当社と当社との間に特別の関係はありません。
- ハ. 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者等との親族関係等該当事項はありません。

## 二．当事業年度における主な活動状況

### ア．取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（7回開催）		監査役会（7回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 師田 卓	7回	100%	—	—
取締役 寺本 振透	7回	100%	—	—
取締役 山田 喜彦	7回	100%	—	—
取締役 森 葉子	6回	86%	—	—
取締役 田中 仁	7回	100%	—	—
監査役 勝野 成治	7回	100%	7回	100%
監査役 松尾 清	7回	100%	7回	100%
監査役 井上 伸一	7回	100%	7回	100%
監査役 大岸 聡	7回	100%	7回	100%

### イ．取締役会及び監査役会における発言状況、並びに、社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

- 社外取締役である師田卓氏は、繊維・複合材料業界の経営者として培った豊富な知識及び経験を備えています。同氏は、主に財務の知見を備えた企業経営者の先達としての立場から質問または助言を行っており、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保し、業務執行を監督する役割を果たしています。
- 社外取締役である寺本振透氏は、研究者及び教育者としての豊富な知識及び経験、並びに弁護士として培った専門的知見を備えています。同氏は、主に中立的かつ先進的な知見を提供する立場から質問または助言を行っており、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保し、業務執行を監督する役割を果たしています。
- 社外取締役である山田喜彦氏は、日本を代表する電気機器企業の経営者及び米国の自動車メーカーの幹部として培った豊富な知識及び経験を備えています。同氏は、主にグローバル企業を経営する立場から質問または助言を行っており、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保し、業務執行を監督する役割を果たしています。
- 社外取締役である森葉子氏は、教育者としての豊富な知識及び経験、並びに弁護士として培った専門的知見を備えています。同氏は、主に幅広い見識に基づく均衡のとれた知見を提供する立場から質問または助言を行っており、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保し、業務執行を監督する役割を果たしています。

- ・社外取締役である田中仁氏は、創業したアイウェア（眼鏡等）企業で市場にイノベーションを起こし、最大手企業に成長させるとともに、グローバルな事業展開を進めています。同氏は、主に創業者及びグローバル企業の経営者としての立場から質問または助言を行っており、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保し、業務執行を監督する役割を果たしています。
- ・社外監査役である勝野成治氏は、常勤監査役として会社の業務執行状況を監視するとともに、行政及び企業経営を通じて培った豊富な知識及び経験に基づき、質問または意見を述べることにより、当社の意思決定の適法性・妥当性の確保に貢献しています。
- ・社外監査役である松尾清氏は、公認会計士としての専門的な知識並びに日本及び米国における会計監査経験に基づく財務及び会計に関する豊富な知見を生かし、質問または意見を述べることにより、当社の意思決定の適法性・妥当性の確保に貢献しています。
- ・社外監査役である井上伸一氏は、航空業界の経営者及び常勤監査役として培った豊富な知識及び経験に基づき、質問または意見を述べることにより、当社の意思決定の適法性・妥当性の確保に貢献しています。
- ・社外監査役である大岸聡氏は、渉外弁護士として主に国際的な企業法務の分野で培った豊富な知識及び経験並びに専門的知見に基づき、質問または意見を述べることにより、当社の意思決定の適法性・妥当性の確保に貢献しています。
- ・上記の他、各社外監査役は、監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っています。

#### (4) 会計監査人の状況

##### ① 名称

城南監査法人

##### ② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	24百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
2. 監査役会は、会計監査人の報酬見積りに関して取締役より必要な資料を入手したうえで、報酬見積り額の算出根拠である監査項目の内容、監査時間等が適切であると認め、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしました。

##### ③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

##### ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

##### ⑤ 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止の内容

該当事項はありません。

##### ⑥ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

##### ⑦ 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

## (5) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

## (6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

### ① 配当等についての基本的な方針

当社は、新たな市場を開拓する企業においては、株主に対する利益還元は、市場の拡大とともに当該企業が成長し、その結果としてもたらされる時価総額の向上、及びこれに伴う当該企業の株価の上昇によるべきと考えています。

現段階において、当社には、MVNO事業モデルの進化によるモバイル通信サービス（MVNO/MVNE事業）の成長に加え、モバイル・ソリューション（MSP事業）のうちローカル携帯網による通信（ローカル4G/5G）事業及びFPoS事業の推進によって、日本市場においても、グローバル市場においても、極めて大きな成長が見込まれます。そのため、事業活動から生み出される利益は、極力再投資をし、的確に事業機会を捉えていくことが株主の期待に応えるものと認識しています。

以上により、当社は、少なくとも現段階において、剰余金の配当を実施する計画はありません。なお、自己株式の取得につきましては、企業環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するために必要であると取締役会が判断した場合には、財務状況及び株価の動向等を踏まえて適切に実施していく方針です。

当社は、引き続き、新たな市場の開拓に邁進し、その結果としての時価総額の向上を目指してまいります。

### ② 毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針及び配当の決定機関

当社は定款において、「取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。」旨を定めており、中間配当金及び期末配当金として年2回剰余金の配当をすることができる制度となっています。

剰余金の配当の決定機関は、期末配当金については株主総会、中間配当金については取締役会です。ただし、定款に配当の制度があることが、配当を行うことを意味するものではありませんので、ご注意ください。

当社は「① 配当等についての基本的な方針」に記載のとおり、現段階では配当を予定していません。

### ③ 当事業年度の配当決定にあたっての考え方

当事業年度においては、「① 配当等についての基本的な方針」に基づき、配当は行いません。

# 連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	5,507	<b>流 動 負 債</b>	1,673
現金及び預金	4,300	買掛金	473
売掛金	796	1年内償還予定の社債	286
商 品	49	未払金	181
未収入金	98	未払法人税等	67
そ の 他	269	前受収益	105
貸倒引当金	△7	預り金	341
<b>固 定 資 産</b>	1,805	そ の 他	217
<b>有 形 固 定 資 産</b>	369	<b>固 定 負 債</b>	1,796
建 物	59	社 債	1,714
車 両 運 搬 具	16	長 期 未 払 金	9
工具、器具及び備品	197	長 期 前 受 収 益	33
リ ー ス 資 産	35	リ ー ス 債 務	40
土 地	59	<b>負 債 合 計</b>	3,470
<b>無 形 固 定 資 産</b>	815	<b>純 資 産 の 部</b>	
商 標 権	4	<b>株 主 資 本</b>	3,631
ソ フ ト ウ ェ ア	370	資 本 金	600
ソフトウェア仮勘定	440	資 本 剰 余 金	288
<b>投資その他の資産</b>	621	利 益 剰 余 金	2,745
投資有価証券	166	自 己 株 式	△2
長期貸付金	300	その他の包括利益累計額	70
敷金保証金	84	為替換算調整勘定	70
そ の 他	70	<b>新 株 予 約 権</b>	116
<b>繰 延 資 産</b>	27	<b>非 支 配 株 主 持 分</b>	52
社 債 発 行 費	27	<b>純 資 産 合 計</b>	3,870
<b>資 産 合 計</b>	7,340	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	7,340

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

# 連結損益計算書

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	9,238
売上原価	5,396
売上総利益	3,842
販売費及び一般管理費	2,880
営業利益	962
営業外収益	43
受取利息	2
為替差益	23
持分法による投資利益	16
雑収入	0
営業外費用	5
支払利息	2
社債利息	0
社債発行費償却	0
雑損失	3
経常利益	1,000
特別利益	0
固定資産売却益	0
新株予約権戻入益	0
特別損失	35
通信設備除却費用負担金	35
税金等調整前当期純利益	964
法人税、住民税及び事業税	158
当期純利益	806
非支配株主に帰属する当期純損失(△)	△42
親会社株主に帰属する当期純利益	849

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

# 貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>5,304</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,516</b>
現金及び預金	3,912	買掛金	464
売掛金	752	短期借入金	36
商品	26	1年内償還予定の社債	286
未収入金	412	未払金	323
前払費用	115	未払法人税等	63
その他	92	前受収益	68
貸倒引当金	△7	預り金	81
<b>固 定 資 産</b>	<b>2,109</b>	その他	191
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>326</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>2,013</b>
建物	49	社債	1,714
車両運搬具	16	長期借入金	249
工具、器具及び備品	164	長期未払金	9
リース資産	35	リース債務	40
土地	59	<b>負 債 合 計</b>	<b>3,529</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>567</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
商標権	4	<b>株 主 資 本</b>	<b>3,797</b>
ソフトウェア	152	資本金	600
ソフトウェア仮勘定	411	資本剰余金	179
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>1,215</b>	資本準備金	179
投資有価証券	52	利益剰余金	3,019
関係会社株式	709	その他利益剰余金	3,019
長期貸付金	300	繰越利益剰余金	3,019
敷金保証金	82	自己株式	△2
その他	70	新株予約権	116
<b>繰 延 資 産</b>	<b>27</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>3,913</b>
社債発行費	27	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>7,442</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>7,442</b>		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

# 損 益 計 算 書

（2024年4月1日から）  
（2025年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額
売 上 高	9,064
売 上 原 価	5,148
売 上 総 利 益	3,915
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	2,815
営 業 利 益	1,099
営 業 外 収 益	6
受 取 利 息	3
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	2
雑 収 入	0
営 業 外 費 用	11
支 払 利 息	3
社 債 利 息	0
社 債 発 行 費 償 却	0
為 替 差 損	4
雑 損 失	3
経 常 利 益	1,095
特 別 利 益	0
固 定 資 産 売 却 益	0
新 株 予 約 権 戻 入 益	0
特 別 損 失	35
通 信 設 備 除 却 費 用 負 担 金	35
税 引 前 当 期 純 利 益	1,059
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	157
当 期 純 利 益	902

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月12日

日本通信株式会社  
取締役会 御中

城南監査法人  
東京都渋谷区

指定社員 業務執行社員	公認会計士	塩	野	治	夫
指定社員 業務執行社員	公認会計士	坂	口	洋	二

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本通信株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本通信株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月12日

日本通信株式会社  
取締役会 御中

城南監査法人  
東京都渋谷区

指定社員 業務執行社員	公認会計士	塩	野	治	夫
指定社員 業務執行社員	公認会計士	坂	口	洋	二

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本通信株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第29期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第29期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告及び説明を受けました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人、会計監査人等意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

一 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告及び説明を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社についても、事業の報告及び説明を受けました。

二 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告及び説明を受けました。

三 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告及び説明を受けました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知及び説明を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 城南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 城南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月14日

日本通信株式会社 監査役会

監査役(常勤) 勝野成治 ⑩

監査役 松尾清 ⑩

監査役 井上伸一 ⑩

監査役 大岸聡 ⑩

(注) 上記監査役は全員、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

#### (1) 事業の目的の追加

当社の今後の事業展開に備えて事業の目的を追加するため、現行定款第2条を変更するものです。

#### (2) 株主総会及び取締役会の招集権者及び議長の変更

株主総会及び取締役会の招集権者及び議長を取締役会長から取締役CEO（最高経営責任者）に変更するため、現行定款第14条及び第24条を変更するものです。

#### (3) 取締役の役職の追加

当社のコーポレート・ガバナンスを強化するため、現行定款第23条に取締役の役職としてCEO（最高経営責任者）を設けるものです。

#### (4) 取締役及び監査役の責任を一部免除する規定の追加

取締役及び監査役に優秀な人材を確保しやすくすることで当社の競争力を高めるため、現行定款第31条第1項及び第42条第1項に、取締役会の決議によって法令の定める範囲で取締役及び監査役の損害賠償責任を免除することができる規定を設けるものです。

なお、現行定款第31条の変更については、各監査役の同意を得ています。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
第1条 (記載省略)	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. 電気通信事業法に定める電気通信事業	1. (同左)
2. 電気通信事業に関するシステムの開発	2. (同左)
3. 電気通信に関する機器の開発、製造、販売および賃貸	3. (同左)
4. 電気通信に関するソフトウェアの開発、製作、販売および賃貸	4. (同左)

現行定款	変更案
<p>＜新設＞</p> <p>5. 電子決済等代行業</p> <p>＜新設＞</p> <p>6. 前各号に付帯する一切の事業</p>	<p>5. <u>電子署名法に基づく特定認証業務</u></p> <p>6. 電子決済等代行業</p> <p>7. <u>資金決済法に基づく前払式支払手段発行業および資金移動業</u></p> <p>8. 前各号に付帯する一切の事業</p>
<p>第3条～第13条（記載省略）</p>	<p>第3条～第13条（現行どおり）</p>
<p>（招集権者および議長）</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会決議により、<u>取締役会長が招集する。取締役会長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集する。</u></p> <p>2. <u>株主総会においては、取締役会長が議長となる。取締役会長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が議長となる。</u></p>	<p>（株主総会の招集権者および議長）</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会決議により、取締役CEOが招集し、その議長となる。</u></p> <p>2. <u>前項の取締役に差支えがあるときは、取締役会の定めに従い、他の取締役がこれに代わる。</u></p>
<p>第15条～第22条（記載省略）</p>	<p>第15条～第22条（現行どおり）</p>
<p>（代表取締役および役付取締役）</p> <p>第23条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議により、<u>取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p>	<p>（代表取締役および役付取締役）</p> <p>第23条（同左）</p> <p>2. 取締役会の決議により、<u>取締役会長、取締役社長および取締役CEO各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長がこれを招集し、その議長となる。取締役会長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>&lt;項の分割&gt;</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役CEOが招集し、その議長となる。</u></p> <p>2. <u>前項の取締役に差支えがあるときは、取締役会の定めに従い、他の取締役がこれに代わる。</u></p>
<p>第25条～第30条 (記載省略)</p> <p>(<u>非業務執行取締役の責任限定</u>)</p> <p>第31条 &lt;新設&gt;</p> <p>当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、<u>会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p>	<p>第25条～第30条 (現行どおり)</p> <p>(<u>取締役の責任免除および責任限定</u>)</p> <p>第31条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に定める取締役（取締役であった者を含む）の責任を法令に定める限度において免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、同法第423条第1項に定める責任を同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結することができる。</u></p>
<p>第32条～第41条 (記載省略)</p>	<p>第32条～第41条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="154 161 365 185">(監査役の責任限定)</p> <p data-bbox="138 220 329 244">第42条 &lt;新設&gt;</p> <p data-bbox="236 465 547 768"> <u>当会社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u> </p>	<p data-bbox="590 161 981 216">(監査役の責任免除および責任限定)</p> <p data-bbox="572 220 981 459"> <u>第42条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に定める監査役（監査役であった者を含む）の責任を法令に定める限度において免除することができる。</u> </p> <p data-bbox="619 465 981 674"> <u>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項に定める責任を同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結することができる。</u> </p>
<p data-bbox="138 774 460 798">第43条～第50条 （記載省略）</p>	<p data-bbox="572 774 916 798">第43条～第50条 （現行どおり）</p>

## 第2号議案 取締役6名選任の件

現任取締役のうち、三田聖二、師田卓、寺本振透、森葉子及び田中仁の5氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、三田聖二、寺本振透、森葉子及び田中仁の4氏を再任するとともに、経営体制強化のため取締役を1名増員し、新たに加藤明美氏及び團宏明氏の選任をお願いしたいと存じます。取締役候補者は、次のとおりです。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況並びに 当社取締役であるときの地位及び担当	所有する当社 の株式の数
1	さんだ せいじ 三 田 聖 二 (1949年6月10日生)	1973年5月 カナダ国鉄入社 1978年6月 デトロイト大学 電気工学科 博士課程修了 1979年3月 コンレイル鉄道入社 1982年12月 ロングアイランド鉄道入社 副社長就任 1984年4月 ハーバード大学経営大学院 上級マネージメントプログラム (A. M. P) 修了 1984年11月 シティバンク エヌ・エイ入社 副社長就任 1987年7月 メリルリンチ証券入社 プロダク トオペレーション副社長就任 1989年11月 モトローラ(株) 常務取締役 移動 電話事業部長(兼)モトローラ・ インク 副社長就任 1994年7月 アップルコンピュータ(株)(現 Apple Japan合同会社)代表取締 役社長就任(兼)アップルコンピ ュータ(現 アップル)本社(米 国)副社長就任 1995年10月 エル・ティ・エス(株)設立 代表取締役社長就任 1996年5月 当社設立 代表取締役社長就任 1998年7月 日本アイルランド経済協会(現 在日アイルランド商工会議所) 副会長就任 1998年10月 ザイリンクス社(米国) 社外取締役就任 2000年2月 LTSanda B.V.B.A設立 マネージ ングディレクター就任(現任) 2008年1月 アイルランド政府 次世代ネット ワークに関する国際諮問会議委員 就任 在日アイルランド商工会議所 会頭就任 2015年6月 当社 代表取締役会長就任 (現任)	13,064,300株
	【 再 任 】		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況並びに 当社取締役であるときの地位及び担当	所有する当社 の株式の数
	<p>取締役候補者とした理由</p> <p>三田聖二氏は、米国及びカナダで学業を修め、鉄道、銀行、証券等の各分野の代表的なグローバル企業で経営経験を積み、米国の大手通信機器メーカーの幹部として、黎明期にあった日本の携帯電話業界の成長に貢献しました。その経験に基づき、MVNO事業モデルを提唱して当社を創業した後は、代表取締役社長として20年にわたり当社を牽引し、携帯電話事業者との相互接続を実現し、MVNO事業という新たな産業を生み出しました。2015年6月に後継者計画を実行して代表取締役会長に就任した後も、国内外の豊富な人脈を生かして米国及び欧州でのグローバルな事業展開を進め、当社の企業価値の更なる向上に尽力しています。その実績及び能力を踏まえ、当社の取締役として引き続き適任であると判断いたします。</p>		
2	<p>かとう あけみ 加藤 明美 (1966年7月25日生)</p> <p>【 新 任 】</p>	<p>1989年3月 東京都立大学 法学部法律学科 卒業</p> <p>1989年4月 西村真田法律事務所(現 西村あ さひ法律事務所・外国法共同事 業) パラリーガル</p> <p>1995年12月 山田司法書士土地家屋調査士事務 所(現 司法書士法人山田合同事 務所) 司法書士</p> <p>1996年11月 当社入社</p> <p>2004年10月 当社 財務経理部 シニアマネー ジャ</p> <p>2005年4月 当社 法務/I R部 ジェネラル マネージャ</p> <p>2008年4月 当社 法務 アシスタントバイス プレジデント</p> <p>2014年5月 クルーシステム(株) 取締役就任</p> <p>2016年4月 同社 監査役就任(現任)</p> <p>2018年11月 my FinTech(株) 監査役就任 (現任)</p> <p>2019年2月 当社 執行役員・法務本部長就任 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>クルーシステム(株) 監査役</p> <p>my FinTech(株) 監査役</p>	262,000株
	<p>取締役候補者とした理由</p> <p>加藤明美氏は、当社が創業した1996年の入社以降、2005年の大阪証券取引所へラクレ ス市場への上場、2007年のデータ通信網の相互接続に向けた取組み及び2020年の音声 料金の適正化に向けた取組みなどにおいて、法務の立場から、様々な面で当社の経 営をサポートしてきました。その実績及び能力を踏まえ、当社の取締役として適任で あると判断いたします。</p>		

候補者 番号	氏 名 ( 生 年 月 日 )	略歴及び重要な兼職の状況並びに 当社取締役であるときの地位及び担当	所有する当社 の株式の数
3	てらもと しんとう 寺 本 振 透 (1963年1月31日生)  <b>【 再 任 】</b> <b>【社外取締役候補者】</b>	1985年3月 東京大学 法学部卒業 1987年4月 第一東京弁護士会登録 1987年4月 西村眞田法律事務所（現 西村あ さひ法律事務所・外国法共同事 業）アソシエイト 1990年10月 T M I 総合法律事務所 アソシエ イト 1993年8月 アリゾナ州立大学ロースクール 客員研究員 1994年8月 道家寺本法律事務所 パートナー 1996年1月 寺本法律事務所（後に寺本合同法 律事務所に改称）パートナー 2000年7月 西村総合法律事務所（現 西村あ さひ法律事務所・外国法共同事 業）に業務統合 2006年4月 東京大学大学院法学政治学研究科 特任教授 2007年4月 東京大学大学院法学政治学研究科 教授（法科大学院専任教員） 2010年4月 九州大学大学院法学研究院 教授（現任） 2015年6月 当社 社外取締役就任（現任） 2016年4月 ㈱ウェブアイ 社外取締役就任 （現任）  （重要な兼職の状況） 九州大学大学院法学研究院 教授 ㈱ウェブアイ 社外取締役	16,000株
<p>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</p> <p>寺本振透氏は、研究者及び教育者としての豊富な知識及び経験、並びに弁護士として培った専門的知見を備えています。同氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、2015年6月から、当社の社外取締役として、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保し、業務執行を監督する役割を果たしています。その実績及び能力を踏まえ、主に中立的かつ先進的な知見を提供する立場から当社の意思決定の妥当性・適正性を確保し、業務執行を監督する役割を果たしていただけることが期待できるため、当社の社外取締役として引き続き適任であると判断いたします。なお、同氏は本総会までに、同氏が所属する九州大学から同大学の職員兼業規程に基づく許可を得る予定です。</p>			

候補者 番号	氏 名 ( 生 年 月 日 )	略歴及び重要な兼職の状況並びに 当社取締役であるときの地位及び担当	所有する当社 の株式の数
4	もり ようこ 森 葉 子 (1952年9月18日生)  <b>【 再 任 】</b> <b>【社外取締役候補者】</b>	1975年3月 神戸女学院大学 文学部英文学科 卒業 1975年4月 神戸常盤短期大学 講師 (英語・ 英語学) 1979年3月 神戸女学院大学大学院 英米文学 研究科修士課程修了 文学修士 1981年4月 神戸女学院大学 講師 (英語・英 語学) 1988年11月 東京弁護士会登録 1988年11月 本林・青木・千葉法律事務所 (後 に四谷あけぼの法律事務所に統 合) 入所 2008年4月 東京弁護士会 高齢者・障害者の 権利に関する特別委員会 委員長 就任 2010年4月 東京家庭裁判所 調停委員就任 2010年4月 東京都介護保険審査会 委員就任 2011年10月 (福)目黒区社会福祉事業団 理事就任 (現任) 2016年8月 四谷あけぼの法律事務所開設 (現在に至る) 2021年6月 当社 社外取締役就任 (現任)  (重要な兼職の状況) 四谷あけぼの法律事務所 弁護士	16,000株
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 森葉子氏は、教育者としての豊富な知識及び経験、並びに弁護士として培った専門的 知見を備えており、企業法務のみならず一般民事事件にも精通しています。同氏は、 過去に当社の社外取締役となること以外の方法で会社経営に直接関与したことはありません が、2021年6月から、当社の社外取締役として、当社の意思決定の妥当性・適 正性を確保し、業務執行を監督する役割を果たしています。その実績及び能力を踏ま え、主に幅広い見識に基づく均衡のとれた知見を提供する立場から当社の意思決定の 妥当性・適正性を確保し、業務執行を監督する役割を果たしていただけることが期待 できるため、当社の社外取締役として引き続き適任であると判断いたします。			

候補者 番号	氏 名 ( 生 年 月 日 )	略歴及び重要な兼職の状況並びに 当社取締役であるときの地位及び担当	所有する当社 の株式の数
5	たなか ひとし 田 中 仁 (1963年1月25日生)  <b>【 再 任 】</b> <b>【社外取締役候補者】</b>	1981年4月 前橋信用金庫（現 しのめ信用 金庫）入庫 1986年4月 ㈱スタジオクリップ入社 1987年4月 個人にて服飾雑貨製造卸業のジン プロダクツを創業 1988年7月 (有)ジェイアイエヌ（現 ㈱ジンズ ホールディングス）設立 代表取締役CEO就任（現任） 2011年6月 ㈱ブランドニューデイ 代表取締役CEO就任 2012年9月 吉姿商貿（瀋陽）有限公司 董事長就任 2013年2月 晴姿商貿（上海）有限公司（現 晴姿（上海）企業管理有限公司） 董事長就任 2013年2月 晴姿美視商貿（北京）有限公司 董事長就任 2013年12月 JINS US Holdings, Inc. CEO就任（現任） 2015年5月 ㈱ジンズノーマ 代表取締役就任（現任） 2015年6月 台湾晴姿股份有限公司 董事就任 2015年6月 オイシックス㈱（現 オイシッ ス・ラ・大地㈱） 社外取締役就任（現任） 2015年12月 JINS CAYMAN Limited Director就任 2016年2月 JINS ASIA HOLDINGS Limited Director就任 2018年5月 ㈱ジンズジャパン（現 ㈱ジン ズ）代表取締役CEO就任 2018年12月 ㈱Think Lab 代表取締役CEO就任 2018年12月 台湾晴姿股份有限公司 董事長就任 2019年3月 バルミューダ㈱ 社外取締役就任 2021年6月 当社 社外取締役就任（現任） 2022年10月 めぶくグラウンド㈱ 社外取締役就任（現任） 2023年12月 ㈱ジンズ 取締役就任（現任）  （重要な兼職の状況） ㈱ジンズホールディングス 代表取締役CEO JINS US Holdings, Inc. CEO ㈱ジンズノーマ 代表取締役社長 ㈱ジンズ 取締役 オイシックス・ラ・大地㈱ 社外取締役 めぶくグラウンド㈱ 社外取締役	26,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況並びに 当社取締役であるときの地位及び担当	所有する当社の株式の数
		<p>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</p> <p>田中仁氏は、創業したアイウェア（眼鏡等）企業で市場にイノベーションを起こし、最大手企業に成長させるとともに、グローバルな事業展開を進めています。同氏は、2021年6月から、当社の社外取締役として、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保し、業務執行を監督する役割を果たしています。その実績及び能力を踏まえ、主に創業者及びグローバル企業の経営者としての立場から当社の意思決定の妥当性・適正性を確保し、業務執行を監督する役割を果たしていただけることが期待できるため、当社の社外取締役として引き続き適任であると判断いたします。</p>	
6	<p>だん ひろあき 團 宏 明 (1947年10月14日生)</p> <p>【 新 任 】 【社外取締役候補者】</p>	<p>1970年4月 郵政省（現 総務省）入省 2002年1月 総務省 郵政企画管理局長 2003年4月 日本郵政公社 副総裁就任 2007年10月 郵便事業㈱（現 日本郵便㈱） 代表取締役社長就任 2013年6月 (公財)通信文化協会 理事長就任 2013年11月 三井住友海上火災保険㈱ 経営顧問就任 2022年6月 (公財)通信文化協会 会長就任 (現任)</p>	700株
		<p>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</p> <p>團宏明氏は、郵政省（現 総務省）において情報通信に関する深い知見及び豊富な行政経験を有し、郵便事業㈱（現 日本郵便㈱）の代表取締役として企業経営の経験も有しています。その実績及び能力を踏まえ、幅広い見識を有する経営者としての立場から当社の意思決定の妥当性・適正性を確保し、業務執行を監督する役割を果たしていただけることが期待できるため、当社の社外取締役として適任であると判断いたします。</p>	

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 「所有する当社の株式の数」は、2025年3月31日現在の所有株式数です。
3. 三田聖二氏の所有株式数には、当社の大株主であるMLPFS CUSTODY ACCOUNTが所有する当社株式の実質的な所有者としての所有株式数（12,622,800株）が含まれていません。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含みます）に起因して損害賠償を請求された場合（株主代表訴訟によるものを含みます）の法律上の損害賠償金及び争訟費用が補償されます。ただし、被保険者が違法に利益または便宜を得た場合、及び、犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規則もしくは取締役規程に違反することを認識しながら行った行為に起因する場合は、免責事由に該当し、補償されません。各取締役候補者は、取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となる予定です。また、当社は、各取締役の任期中に当該保険契約の更新時期が到来した場合、同内容で更新する予定です。

5. 社外取締役候補者寺本振透氏について
  - (1) 寺本振透氏は現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって10年となります。
  - (2) 当社と寺本振透氏は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としています。当社は、同氏の再任後、当該契約を継続する予定です。
  - (3) 当社は、寺本振透氏を東京証券取引所が定める独立役員として届け出しています。当社は、引き続き同氏を独立役員として届け出る予定です。
6. 社外取締役候補者森葉子氏について
  - (1) 森葉子氏は現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
  - (2) 当社と森葉子氏は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としています。当社は、同氏の再任後、当該契約を継続する予定です。
  - (3) 当社は、森葉子氏を東京証券取引所が定める独立役員として届け出しています。当社は、引き続き同氏を独立役員として届け出る予定です。
7. 社外取締役候補者田中仁氏について
  - (1) 田中仁氏は現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
  - (2) 当社と田中仁氏は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としています。当社は、同氏の再任後、当該契約を継続する予定です。
  - (3) 当社は、田中仁氏を東京証券取引所が定める独立役員として届け出しています。当社は、引き続き同氏を独立役員として届け出る予定です。
8. 社外取締役候補者團宏明氏について
  - (1) 團宏明氏は、2025年6月に(公財)通信文化協会の会長を退任する予定です。
  - (2) 團宏明氏が社外取締役に就任した場合、当社は同氏と会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。また、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする予定です。
  - (3) 團宏明氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしています。当社は、同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定です。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

現任監査役のうち、勝野成治氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、新たに諫山親氏の選任をお願いしたいと存じます。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ています。

監査役候補者は、次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
いさやま ちかし 諫山 親 (1958年6月7日生)  <b>【新任】</b> <b>【社外監査役候補者】</b>	1982年4月 郵政省(現 総務省) 入省 1999年7月 同省 電気通信局電気通信事業部業務課 電気通信利用環境整備室長 2001年1月 総務省 総合通信基盤局電気通信事業部 料金サービス課電気通信利用環境整備室長 2001年7月 同省 大臣官房秘書課調査官 2002年8月 郵政事業庁 郵務部運行課長 2003年4月 日本郵政公社 郵便事業本部 オペレーション部輸送担当部長 2003年7月 同公社 オペレーション統括部業務部長 2004年6月 内閣官房 郵政民営化準備室参事官 2007年10月 郵便事業(株)(現 日本郵便(株)) 管理部門 法務・コンプライアンス部長 2010年4月 同社 経営企画部門経営企画部長 2010年6月 同社 執行役員 経営企画部長就任 2012年2月 同社 常務執行役員 人事部長就任 2012年10月 日本郵便(株) 常務執行役員就任 2013年4月 同社 専務執行役員就任 2015年4月 同社 執行役員副社長就任 2015年4月 TOLL HOLDINGS LIMITED 取締役就任 (豪州駐在) 2017年4月 日本郵政(株) 常務執行役就任 2019年6月 日本郵便(株) 取締役副社長兼執行役員副社長 就任 2021年6月 JP楽天ロジスティクス(株) 代表取締役社長 就任	一株
社外監査役候補者とした理由 諫山親氏は、郵政省(現 総務省)において豊富な行政経験を有し、日本郵便(株)の取締役及びJP楽天ロジスティクス(株)の代表取締役として企業経営の経験も有しています。その幅広い見識から有益かつ有効な監査を行い、当社の意思決定の適法性・妥当性を確保する役割を果たしていただけるものと考え、当社の社外監査役として適任であると判断いたします。		

(注) 1. 監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 「所有する当社の株式の数」は、2025年3月31日現在の所有株式数です。

3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含みます）に起因して損害賠償を請求された場合（株主代表訴訟によるものを含みます）の法律上の損害賠償金及び争訟費用が補償されます。ただし、被保険者が違法に利益または便宜を得た場合、及び、犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規則もしくは取締役法規に違反することを認識しながら行った行為に起因する場合は、免責事由に該当し、補償されません。監査役候補者は、監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となる予定です。また、当社は、監査役の任期中に当該保険契約の更新時期が到来した場合、同内容で更新する予定です。
4. 諫山親氏は、2019年6月から2021年6月まで日本郵便㈱の取締役役に就任していましたが、その在任中に同社において以下の法令に違反する事実がありました。
  - (1) 2019年3月まで同社の郵便局長であった人物が、1996年11月から2021年1月までの間、架空の郵便貯金の勧誘を装い、複数の顧客から現金12億円余を詐取した事実。
  - (2) 2018年10月に複数の郵便局長が同じ地区連絡会に属する他の郵便局長に関する内部通報を行ったところ、同年10月以降、内部通報を受けた郵便局長の父親である当該地区連絡会の地区統括局長が通報者を特定した上、他の郵便局長とともに通報者へのパワー・ハラスメントを行った事実。
  - (3) 2018年度から2020年度までの年末年始において、同社が業務用カレンダーを顧客に配布するにあたり、一部の郵便局長が同社の業務における活動と業務外の活動（全国郵便局長会の支援者獲得活動等）を峻別せずに配布した事実、及び、顧客の個人情報を当該業務外の活動に使用した事実。
5. 諫山親氏が監査役に就任した場合、当社は同氏と会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。また、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする予定です。
6. 諫山親氏は、東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしています。当社は、同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定です。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場 東京都港区麻布台二丁目1番2号  
東京アメリカンクラブ 地下2階  
ルーム名：Manhattan（マンハッタン）



東京メトロ日比谷線 神谷町駅

飯倉方面改札（2番出口または5番出口（注））から徒歩15分（上り坂）

\*上記の出口から桜田通りに出て右方向に進み、緩やかな上り坂を10分ほど歩くと飯倉交差点があります。交差点の横断歩道をNOAビル方面に渡り、向かって右手の急な上り坂を進み、最初の角を左に曲がり、直進してください。

\*駐車場・駐輪場のご用意はありませんので、ご了承ください。

（注）2番出口は階段のみです（桜田通りに面しています）。

5番出口は階段・エスカレーター・エレベーターがあります（麻布台ヒルズ内から桜田通りに出ていただきます）。